

各務原市内における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表の通りである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の 名称	所在地	停車又は駐車を する一般旅客自動車運送事業用自動車 等の範囲	最左欄の停留所における左欄の 停車又は駐車が道路又は交通の 状況により支障がないものとな るようになるため必要と認める 事項	合意状況
スーパーヤマワ	各務原市鵜沼各務原町5丁目 288番地3	各務原市が実施する一般旅客自動車運送事業（区域運行）の用に供する自動車（チョイソコかがみがはら）に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る。	令和6年8月26日関係者全員の合意が完了
各務野高校北	各務原市鵜沼各務原町4丁目 315番地8			
陵南福祉センター前 （陵南福祉センター）	各務原市鵜沼朝日町3丁目167 番地1			
各務西町3丁目 （北温井）	各務原市各務西町3丁目291番 地			
船山町 （各務原高校東）	各務原市蘇原新生町2丁目63番 地			
鵜沼中学校前 （松が丘コミュニティセン ター）	各務原市松が丘2丁目99番地			
つつじが丘北バス停	各務原市つつじが丘1丁目148 番地			
つつじが丘公園バス停	各務原市つつじが丘4丁目149 番地			